

意見書案第3号

平成30年 3月19日

白老町議会

議長 山本浩平様

提出者

白老町議会議員 大淵紀夫

賛成者

白老町議会議員 吉田和子

白老町議会議員 小西秀延

白老町議会議員 松田謙吾

白老町議会議員 山田和子

生活保護費の一方的減額に関する要望意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

生活保護費の一方的減額に関する要望意見書（案）

厚生労働省は、新年度からの生活保護費の見直しをすすめてきましたが、食費や高熱水費にあてる生活扶助費を最大 14%の引き下げ案を出しました。しかし、各界から異論と反発の声があがり、下げ幅を最大 5%に縮小しました。

しかし、前回 2013 年度に続く削減であり、対象世帯への影響は避けられません。そもそも生活保護は、病気や失業など苦境に陥った人の命綱です。その機能を弱め、自立が困難な人たちを一層窮乏させることがあってはなりません。

児童養育費などを含めた世帯別の支給額は、札幌・江別に住む夫婦・子供 2 人世帯の場合、現在月 19 万 7,000 円が、来年 10 月から 3,000 円減ります。旭川・函館などの夫婦・子供 2 人世帯は月 18 万 9,000 円が来年 10 月に 3,000 円減り、20 年 10 月までに月 9,000 円少なくなります。また単身高齢者は月最大 4,000 円減となります。一人親世帯に上乘せされる母子加算の減額も予定されています。これは、14 年に施行された子供の貧困対策法の趣旨とも矛盾しています。

減額の根拠は、一般世帯の低所得者の消費支出を上回っているといいますが、切り下げされれば一般世帯にも跳ね返ります。しかも、現政権は 19 年 10 月に消費税を 10%に引き上げるとしています。

低所得者世帯全体の底上げを図らなければならないのに、これでは経済の底が抜けてしまいます。本当に保護が必要なのに網の目から落ちこぼれている人も少なくありません。

憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するよう、困窮世帯の現実を直視し、保護基準の向上を図られるよう要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出いたします。

平成30年 3月 日

北海道白老郡白老町議会議長 山 本 浩 平

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣